

## 平成29年度 室蘭市国民健康保険特別会計予算編成の考え方

(歳入)		(歳出)	
項目	説明	項目	説明
国民健康保険料	歳出総額から国・道支出金・一般会計からの繰入金等その他の歳入を差引いた額を計上する。(支援分・介護分も含む。)	療養給付費	被保険者1人当たり費用額の伸率(3ヶ年)の平均を、若人・高齢受給者別、一般・退職被保険者別、診療種別ごとのH28年度1人当たり見込額に乗じるなどし、医療費を推計した。
国庫支出金	国庫負担金等の算定省令により計上する。 (支援分・介護分・高額医療費共同事業拠出分・特定健診分等及び調整交付金を含む)	高額療養費	被保険者1人当たり高額療養費の伸率(2ヶ年)平均を使用するなどし、高額療養費を推計した。
療養給付費等交付金	①退職被保険者等に係る療養諸費保険者負担額と高額療養費・諸支出金の合計額から退職被保険者等の保険料・諸収入を差引いた額を計上する。 ②退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額を計上する。 ③退職被保険者等に係る前期高齢者財政調整基準額を計上する。	後期高齢者支援金	高齢者の医療の確保に関する法律により定められた算定方法により計上する。(病床転換事務費拠出金含む)
		前期高齢者納付金	社会保険診療報酬支払基金からの通知額により計上する。
		老人保健拠出金	老人保健法で定められた拠出金算定方法により計上する。 (事務費拠出金のみ)
道支出金	①高額医療費共同事業負担金は、室蘭市の高額医療費拠出金の1/4を計上する。 ②特定健診に係る道負担金を計上する。 ③北海道調整交付金を計上する。	介護納付金	介護保険法により定められた算定方法により計上する。
共同事業交付金	①高額医療費共同事業交付金分を計上する。 (対象額は1件80万円を超える医療費) ②保険財政共同安定化事業交付金分を計上する。 (対象額は1円から80万円までのすべての医療費)	共同事業拠出金	北海道国民健康保険団体連合会にて算定した、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の通知額により計上する。
		保事業費	短期人間ドック・脳ドック、ミニドック、各種スポーツ大会協賛事業、健康優良世帯表彰、特定健診・特定保健指導などの経費を計上する。
一般会計繰入金	①人件費・事務費等を計上する。 ②出産育児一時金の2/3を計上する。 ③保険基盤安定制度による保険料の7割・5割・2割軽減額を計上する。(支援分・介護分を含む。) ④保険者支援分を計上する。(支援分・介護分を含む。) ⑤保険財政安定化支援事業分を計上する。	その他経費	一般行政経費等は、経費節減を図るため最小限度にとどめた。
		予備費	15,000千円を計上する。